

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (共同企画社会推進課) 一
- 有害図書類の指定 (同) 一
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 二
- 建設業の営業の停止 (事業管理課) 三
- 建設業許可の取消し (同) 三
- 公 告 (施設整備課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (同) 四
- 教育委員会 (同) 四
- 教育委員会定例会の開催 (公安委員会) 四
- 警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の実施 (同) 四

告 示

○宮城県告示第七百二十九号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 エバーオンワード

一 代表者の氏名 羽根田 潔

二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区八木山松波町二番二十四号

三 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して、保健・医療・福祉・教育に関する事業を行い、地域の保健医療福祉教育の向上に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年九月七日

○宮城県告示第七百四十号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十三年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

| 番号 | 種類 | 図書類の名称 | 発行所 |
|----|----|-------------------------------|---------------|
| 一 | 雑誌 | ヤングアニマル 19 | (株)白泉社 |
| 二 | 雑誌 | 28302・10/14 月間ヤングチャンピオン烈 | (株)秋田書店 |
| 三 | 雑誌 | 28286・10/30 プレイコミック 11月号 | (株)秋田書店 |
| 四 | 雑誌 | 07741・11 07741・11 BE・BOY GOLD | リブレ出版(株) |
| 五 | 雑誌 | 17779・10 Sweetブチ 11月号 | (株)笠倉出版社 |
| 六 | 雑誌 | 15487・11 恋愛天国 11月号 | (株)竹書房 |
| 七 | 雑誌 | 09675・11 恋愛熱情 ラブパッション 11月号 | (株)一水社 |
| 八 | 雑誌 | 09657・11 ポルノスーパースター | (株)フロンティアワークス |
| 九 | 雑誌 | 57911・37 裏モノJAPAN 11月号 | (株)鉄人社 |
| 十 | 雑誌 | 01805・11 実話BUKKAタブー 11月号 | (株)コアマガジン |

| | | | |
|----|----|-------------------------------------|-----------|
| 十一 | 雑誌 | BUBKAスクープコレクション 17886・10 | (株)コアマガジン |
| 十二 | 雑誌 | 黄金のGT TABOOデラックス VOL.02 63427・55 | (株)晋遊舎 |
| 十三 | 雑誌 | ナックルズデラックスアングラール VOL.04 68464・10 | ミリオン出版(株) |
| 十四 | 雑誌 | まんがグリム童話 08305・11 | (株)ぶんか社 |

二 指定理由

図書類の内容が、一から十三までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、十四の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、及び甚だしく残忍性を有するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第七百四十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十三年九月二十二日次の者を指定した。
平成二十三年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
|-------|------|-----------------|----------------|
| 飯山 玄子 | 内科 | 医療法人社団健育会石巻港湾病院 | 石巻市門脇町一丁目一・二十一 |
| 森 武人 | 整形外科 | 森整形外科クリニック | 岩沼市桜一丁目一・十一 |
| 密岡 幹夫 | 循環器科 | 総合南東北病院 | 岩沼市里の杜一丁目一・五 |
| 坂本 敬 | 整形外科 | 公立黒川病院 | 黒川郡大和町吉岡字西松木六十 |

○宮城県告示第七百四十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があつた。

平成二十三年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
|-------|------|-------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 原 清吾 | 整形外科 | 栗原市立若柳病院 | 栗原市若柳字川北原畑二十三・四 | 気仙沼市立病院 | 気仙沼市田中百八十四 |
| 赤井健次朗 | 内科 | 栗原市立栗原中央病院 | 栗原市築館宮野中央三丁目一・一 | 石巻市立病院 | 石巻市南浜町一丁目七・二十 |
| 神山 泰彦 | 消化器科 | 医療法人社団仙石病院 | 東松島市赤井字台五十三・七 | 石巻市立病院 | 石巻市南浜町一丁目七・二十 |
| 大窪 豊 | 外科 | 財団法人宮城厚生協会中新田民生医院 | 加美郡加美町字矢越三百四十五 | 財団法人宮城厚生協会古川民主病院 | 大崎市古川駅東二丁目十一・十四 |

○宮城県告示第七百四十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十三年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
|------------|--|---------------|------------------|------------|
| ○四一三〇〇三二 | セントケアつきたて栗原市築館源光十五番八十七号 | 同行援護 | セントケア宮城株式会社 | 平成二十三年十月一日 |
| ○四一五二〇〇四一一 | 青葉ヘルパーステーション 仙台市青葉区木町通二丁目三番二十二号 内海ビル二階 | 同行援護 | 社会福祉法人仙台福祉サービス協会 | 平成二十三年十月一日 |
| ○四一五二〇〇四二九 | 荒巻ヘルパーステーション 仙台市青葉区神明町二十六番一号楼ラス神明一階 | 同行援護 | 社会福祉法人仙台福祉サービス協会 | 平成二十三年十月一日 |
| ○四一五二〇〇二一一 | 宮城野ヘルパーステーション 仙台市宮城野区五輪二丁目四番一号楼五輪近江ビル一階 | 同行援護 | 社会福祉法人仙台福祉サービス協会 | 平成二十三年十月一日 |
| ○四一五二〇〇五二六 | セントケア仙台台東区 仙台市宮城野区東仙台二丁目十七番五号 | 同行援護 | セントケア宮城株式会社 | 平成二十三年十月一日 |

| | | | | |
|-------------|---|----------------|---------------------------|----------------|
| 〇四一五二〇〇五三四 | セントケア仙塩 仙台市宮城野区福田 町三丁目七番一号 | 同行援護 | セントケア宮 城株式会社 | 平成二十三年 十月一日 |
| 〇四一五三〇〇一三六 | 若林ヘルパーステー ション 仙台市若林区一本杉 町十九番十八号佐々 木マンション一階 | 同行援護 | 社会福祉法人 仙台福祉サ ビス協会 | 平成二十三年 十月一日 |
| 〇四一五三〇〇五八一 | セントケア中倉一 丁目一番二十三号オ イゼンビル二百十一 号 | 同行援護 | セントケア東 北株式会社 | 平成二十三年 十月一日 |
| 〇四一五四〇〇二二七 | ひばりサーピス仙台 センター 仙台市太白区長町六 丁目六番六号桂参番 館二階 | 同行援護 | 株式会社日本 エルダリーケ アサーピス | 平成二十三年 十月一日 |
| 〇四一五四〇〇三三四〇 | 太白ヘルパーステー ション 仙台市太白区長町三 丁目一番七号三井生 命仙台長町ビル一階 | 同行援護 | 社会福祉法人 仙台福祉サ ビス協会 | 平成二十三年 十月一日 |
| 〇四一五四〇〇九三六 | 幸福ケアサポート 仙台市太白区東郡山 一丁目三番十五号 | 居宅介護 重度訪問介護 | 株式会社幸生 福祉 | 平成二十三年 十月一日 |
| 〇四一五四〇〇九四四 | 介護24せんだいみな み 仙台市太白区鉤取一 丁目十番十二号 | 居宅介護 重度訪問介護 | K s オフイ ス合同会社 | 平成二十三年 十月一日 |
| 〇四一五五〇〇二二四 | 泉ヘルパーステー ション 仙台市泉区泉中央三 丁目九番七号さくら ビル一階 | 同行援護 | 社会福祉法人 仙台福祉サ ビス協会 | 平成二十三年 十月一日 |

○宮城県告示第七百四十四号
建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十三年十月十一日

一 処分をした年月日

平成二十三年十月三日

二 被処分者の商号又は名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|---|
| 商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社飛田組 飛田則雄 | 主たる営業所の所在地 仙台市太白区袋原字小原四十八番十二号 | 建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般一十八 一万一千二百十九号 |
|-----------------------------------|----------------------------------|---|

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

2 営業停止期間

平成二十三年十月十七日から十月二十三日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社飛田組の代表取締役は、平成二十三年六月二十日に仙台地方裁判所において、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）違反により、懲役一年（執行猶予三年）の判決を受け、平成二十三年七月五日に刑が確定した。
このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

○宮城県告示第七百四十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十三年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十三年十月五日

二 商号又は名称等

| | | | | |
|------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------|---|--------------------------|
| 商号又は名称及び代表者の氏名 有限会社岡田組 小野寺 桂 | 主たる営業所の所在地 登米市南方町畑岡下十二 | 建設業 許可番号 般一十八 二千六百六十 六号 | 申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類 一部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが ・プロツク工事業 内装仕上工事業 | 受付年月日 平成二十三年 九月十三日 |
| 仙台ウォール工 | 仙台市若林区大和町三 | 般一十九 | 全部廃業 | 平成二十三年 |

| | | | | |
|------------------------|----------------------|-------------------------|---|-----------------|
| 業株式会社 洪谷 将行 | 丁目五・十 | 第四千二百二十 五号 | 一般建設業 とび・土工 工業業 タイル・レンガ・ ブロック工業業 内装仕上工業業 | 九月七日 |
| 建友ホーム株式 会社 武石 泰尚 | 仙台市泉区南中山二丁 目四十二・一 | 般・十八 第一万七千六 百六十三号 | 全部廃業 一般建設業 建築工業業 | 平成二十三年 九月十二日 |
| 有限会社土生重 機 土生 清史 | 角田市藤田字福田百十 九 | 般・十八 第一万七千七 百五十五号 | 一部廃業 一般建設業 とび・土工工業業 | 平成二十三年 九月十二日 |

公 告

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 宮城県古川高等学校仮設校舎賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 教育庁施設整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十三年九月三十日
- 四 落札者の名称及び所在地 大和リース株式会社 仙台支店 仙台市太白区長町南三丁目三十七番十三号
- 五 落札金額 一億三千四百八十二万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十三年八月十九日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならぬ。

平成二十三年十月十一日

| | |
|--|--|
| <p>宮城県教育委員会 委員長 大 村 虔 一</p> <p>一日時 平成二十三年十月二十日 午後一時三十分 二 場所 教育委員会会議室 三 事件</p> <p>1 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について 2 職員の人事について 3 県立特別支援学校学則の一部改正について 4 宮城県立高等学校学則の一部改正について 5 県立中学校学則の一部改正について</p> <p>四 傍聴者の定員 十二人</p> <p>五 傍聴手続</p> <p>1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。</p> <p>2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。</p> <p>六 問い合わせ先 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二二・三六一一）</p> | <h3>公安委員会</h3> <p>○宮城県公安委員会告示第95号 警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。</p> <p>平成23年10月11日</p> <p>宮城県公安委員会委員長 檜山 公夫</p> <p>1 講習実施期日 平成23年11月21日（月）から同月25日（金）までの祝日を除く4日間（11月21日は午前9時30分から午後4時50分まで、22日及び24日は午前9時30分から午後3時50分まで、25日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時から修了審査を実施する。）</p> <p>2 実施場所</p> |
|--|--|

仙台市泉区天神沢 1 丁目 4 番 11 号

社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

40人

4 受講手続

(1) 申込み受付期間

平成23年10月25日（火）から同年11月8日（火）までの土・日曜日・祝日を除く10日間（毎日午前9時から午後5時まで）。

なお，受付は先着順とし，定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

(2) 申込書の提出先

気仙沼警察署及び南三陸警察署を除く宮城県内の各警察署生活安全課
なお，郵送による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

イ 代理人が提出する場合は本人からの委任状 1通

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表68の項に基づき，
38,000円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に徴収すること。

5 講習の委託先

仙台市泉区天神沢 1 丁目 4 番 11 号

社団法人宮城県警備業協会

6 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活環境課
（電話番号022 - 221 - 7171 内線3184・3185）